# 藤ヶ谷清掃センター更新事業 再度入札公告に伴う当初入札公告からの 主な変更箇所について

平成 21 年 8 月 18 日 別杵速見地域広域市町村圏事務組合

## 1. 主な変更箇所について

# 1-1. 入札説明書の変更

セメント化企業のSPCに対する出資義務及びスケジュール変更に関連して、 以下のとおり変更します。

該当箇所	変更前	変更後
P 1	(追加)	なお、平成 20 年 12 月 3 日に公告した入
I募集の趣		札説明書等(以下、「旧入札説明書等」
旨		という。) に関して平成21年1月13日
		及び同年2月23日に公表した旧入札説
		明書等に関する質問・回答については、
		スケジュール等今回の変更箇所に関す
		る質問回答を除き有効として継承する
		<u>ものとする。</u>
P 2	①新施設の整備、運営・維持管理及び既	①新施設の整備、運営・維持管理及び既
Ⅱ事業の概	存施設の解体・撤去・場内整備工事	存施設の解体・撤去・場内整備工事
要	・整備期間:平成21年7月から平成26	・整備期間:平成 <mark>22</mark> 年 <mark>2</mark> 月から平成26年
3. (3)	年3月まで	3月まで
		※熱回収施設及びリサイクルセンター
		の竣工は平成 25 年度までとし、後期の
		解体工事は平成 25 年度までに着工する
		<u>こと。</u>
P 6	落札者は、仮契約締結時までに、事務局	落札者は、仮契約締結時までに、事務局
Ⅳ入札に関	のある別府市においてSPCを設立す	のある別府市においてSPCを設立す
する条件	るものとし、全ての構成員はSPCに対	るものとし、全ての構成員 <u>(ただし、セ</u>
1. (1)	して出資を行うものとする。なお、入札	メント化企業は除く。) はSPCに対し
工	参加者の構成員以外からの出資は認め	て出資を行うものとする。なお、入札参
	ないものとし、代表企業が50%を超え	加者の構成員以外からの出資は認めな
	る議決権割合を有すること。	いものとし、代表企業が50%を超える
		議決権割合を有すること。
P 1 1	入札参加者は、参加表明書及び参加資格	入札参加者は、参加表明書及び参加資格
Ⅳ入札に関	審査申請書類を提出すること。	審査申請書類を提出すること。ただし、
する条件		平成20年12月3日の当初入札に関して
3. (6)		平成21年1月23日に参加資格の合格通
		知を得た構成員については、添付書類の
		内、当初入札時と同一書類の再提出を免
		<u>除する。</u>

該当箇所	変更前	変更後
P 1 3	(追加)	「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」
Ⅳ入札に関		で定義される発電効率の算出結果
する条件		
3. (9)		
イ 2)		
(1)		
P 1 6	(追加)	次の場合には、入札を中止する。
IV入札に関		ア 入札までの期間に入札参加者が一
する条件		者になったときの入札
3. (12)		

#### 1-2. 基本協定書(案)及び基本契約書(案)の修正

セメント化企業の責任範囲の変更については、以下のとおり、基本協定書(案)及び基本契約書(案)を修正します。

表 基本協定書(案)新旧対照表

該当箇所	修正前	修正後
P 1	と、(以下「代表企業」とい	と、(以下「代表企業」とい
	う。)を代表企業と <u>す</u> るグル	う。)を代表企業と <u>し、(以</u>
	ープの各構成員(以下総称して「乙」と	下、セメント化企業という。) をセメン
	いう。)は、以下のとおり合意し、本基	<u>ト化企業とす</u> るグループの
	本協定書(以下「本協定」という。)を	各構成員(以下総称して「乙」といい、
	締結した。	セメント化企業を除く乙を「丙」という。
		)は、以下のとおり合意し、本基本協定
		書(以下「本協定」という。)を締結し
		た。

- ※ 上記に伴い、以下の条文の「乙」を「丙」に変更。
  - ・1ページ第1条 (2行目冒頭)
  - ・1ページ第3条第1項
  - ・1ページ第3条第2項
  - ・1ページ第3条第3項(3行目末は除く)
  - ・2ページ第4条第1項
  - ・2ページ第4条第2項(1行目冒頭)
  - ・3ページ第5条第4項

表 基本契約書 (案) 新旧対照表

該当箇所	修正前	修正後
P 1	本基本仮契約書は、別府市、杵築市、日	本基本仮契約書は、別府市、杵築市、日
	出町で構成される別杵速見地域広域市	出町で構成される別杵速見地域広域市
	町村圏事務組合(以下「組合」という。)	町村圏事務組合(以下「組合」という。)
	と(以下「設計企業」という。)、	と(以下「設計企業」という。)、
	(以下「建設企業」という。)、	(以下「建設企業」という。)、
	(以下「運営企業」という。)、	(以下「運営企業」 <u>といい、設</u>
	(以下「セメント化企業」とい	計企業、建設企業及び運営企業を総称し
	い、設計企業、建設企業、運営企業及び	て「株主」という。) 及び (以
	セメント化企業を総称して「株主」とい	<u>下「セメント化企業」という。)</u> 並びに
	<u>う。)</u> 並びに(以下「特別	(以下「特別目的会社」と
	目的会社」といい、各株主と特別目的会	いい、各株主 <u>、セメント化企業及び</u> 特別
	社を総称して「事業者」という。) の間	目的会社を総称して「事業者」という。)
	において、本書末尾所定の日付で仮契約	の間において、本書末尾所定の日付で仮
	を締結する。	契約 <u>(以下「本基本契約」という)</u> を締
		結する。
P 7	但し、この場合におけるいずれかの事業	但し、この場合におけるいずれかの事業
第13条	者の組合に対する賠償義務については、	者の組合に対する賠償義務については、
	他の事業者も連帯して責任を負うもの	当該事業者以外の事業者(但し、セメン
	とし、組合は、事業者の全部に対して、	ト化企業を除くものとする。以下本条に
	組合が被った損害の全額について賠償	<u>おいて同じ。)</u> も連帯して責任を負うも
	請求できるものとする。	のとし、組合は、事業者の全部に対して、
		組合が被った損害の全額について賠償
		請求できるものとする。

## 1-3. 要求水準書及び落札者決定基準の変更

今年度の新たな交付金制度に合わせ、高効率発電の提案を受け入れられる可能 性を付加するため、以下のとおり、要求水準書と落札者決定基準を修正します。

表 要求水準書新旧対照表

該当箇所	修正前	修正後
設計•建設編		
P1-2	工事期間:5ヶ年継続事業	新施設の整備及び既存施設の解体・撤
1.1.7 整備工	着工:平成21年度12月(予定)	去、場内整備工事
事工程	竣工 : 各施設別に引渡し後とする。	工事期間:平成 <u>22</u> 年 <u>2</u> 月から平成26年
	(予定)	3月まで
	解体終了:平成25年度(予定)	※熱回収施設及びリサイクルセンター
		の竣工は平成 25 年度までとし、後期の
		解体工事は平成25年度までに着工する
		<u>こと。</u>
P1-10	本要求水準書で記載された事項は、基本	本要求水準書で記載された事項は、基本
1.3.1.4 要求	的内容について定めるものであり、これ	的内容 <mark>及び機能</mark> について定めるもので
水準書の記	を上回って設計・施工することを妨げる	あり、同等以上の機能が確保される場合
載事項(1)	ものではない。	においては、記載事項に限らず事業者の
		提案により、設計・施工することを妨げ
		るものではない。
P3-1	(追加)	3.1.1.3「循環型社会形成推進交付金」
3.1.1 設計条		の交付率1/2に該当する高効率ごみ発
件		電を提案する場合は、燃焼ガス冷却設
		備、排ガス処理設備、発電設備、余熱利
		用設備のうち、発電効率向上に係る設備
		について、本要求水準書の仕様に限ら
		ず、事業者提案とすることが出来る。

表 落札者決定基準新旧対照表

該当箇所	修正前	修正後
P 4	(追加)	5. 高効率ごみ発電に関する事項
定量化審査		配点として <u>「10点」</u>
の配点		
P 5	事業者等選定委員会は、提案書に記載さ	事業者等選定委員会は、提案書に記載さ
入札価格に	れた内容について、入札説明書及び要求	れた内容について、入札説明書及び要求
関する事項	水準書に示す要件を超える部分につい	水準書に示す要件を超える部分につい
以外の得点	て、その小項目ごとに、以下に示す「入	て、その小項目 <u>(発電効率は除く)</u> ごと
化方法	札価格以外の得点化方法」に示す5段階	に、以下に示す「入札価格以外の得点化
	評価により得点を付与する。なお、定量	方法」に示す5段階評価 <u>(発電効率につ</u>
	化審査の配点表に提示している配点区	いてはA評価またはE評価のいずれか
	分において E 評価が一つでもある場合	<u>にする)</u> により得点を付与する。なお、
	は、失格とする。	定量化審査の配点表に提示している配
		点区分 <u>(発電効率は除く)</u> において <b>E</b> 評
		価が一つでもある場合は、失格とする。
P 7	(追加)	5. 高効率ごみ発電に関する事項
定量化審査		審査のポイントとして
の配点		ア. 発電効率17%以上を達成できる
		十分な確度の提案がなされているか。
P 9	(追加)	5. 高効率ごみ発電に関する事項
審査項目と		対応する様式番号として
提案様式の		設計図書
対応		